

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 1 7 日

事 業 主 様

東京文具工業健康保険組合

現物給与の価額改定について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より当健康保険組合の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年 3 月 4 日付厚生労働省告示により、現物給与の価額が改定されることになりました。

つきましては、標準報酬月額を決定するうえで、「厚生労働大臣が定める現物給与の価格」に基づき計算をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、被保険者の皆様にもご周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 適用年月日 令和 7 年 4 月 1 日

2. 改定内容

食事及び住宅で支払われる報酬について、平成 2 4 年度より現物給与価額を定めていますが、今般、食事で支払われる報酬等の価格が改定されます。

※ ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

東京文具工業健康保険組合
業 務 課 資 格 係
(TEL) 03-3866-8141
(FAX) 03-3851-3438
ダイヤル番号「1」